

千葉県耕作放棄地対策協議会 平成25年度第2回通常総会

日 時：平成26年3月26日（木）
午後1時30分から
場 所：県庁南庁舎9階第5会議室

平成25年度 千葉県耕作放棄地対策協議会 第2回通常総会 次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議長選出

4 議事録署名人及び書記の指名

5 議 事

(1) 議決事項

第1号議案 平成25年度事業実績見込み及び収支決算見込みについて

第2号議案 平成26年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

第3号議案 規約等の一部改正について

(2) その他

6 閉 会

第 1 号議案 平成 2 5 年度事業実績見込み及び収支決算見込みについて

1 平成 2 5 年度実績見込み

(1) 事業実績

本県の耕作放棄地は、平成 2 4 年の荒廃農地に関する調査（旧「耕作放棄地全体調査」）によると 1 1 , 5 3 2 ヘクタールで、前年より 1 8 ヘクタール、率にして約 0 . 1 パーセント増加した。

耕作放棄地の発生は、雑草の繁茂による害虫の発生や有害鳥獣のすみかになるばかりでなく、食糧自給率の向上の阻害要因となっていることから、その解消と発生抑制は極めて重要な課題となっている。

そこで、本協議会は、県・市町村耕作放棄地対策協議会ほか関係団体の協力を得ながら、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金（国交付金）、千葉県耕作放棄地再生推進事業交付金（県単）を有効活用して耕作放棄地の再生を進め、平成 2 5 年度は市原市ほか 1 0 市町で 2 1 . 5 ヘクタールが解消された。（平成 2 4 年度 1 7 . 3 ヘクタール）

併せて、担い手対策、生産振興関連施策と連携し、発生原因を踏まえた対策を講じ、発生抑制に努めた。

(2) 活動実績

ア 地域協議会未設置市町村の設立支援

内 容	時 期	対象市町村	備 考
地域協議会設立に向けた支援	通 年	1 0 市町村 (H26.3 現在で未設置)	習志野市、八千代市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、流山市、鎌ヶ谷市、神崎町、鴨川市が未設置 (H25 年度末で 43 協議会)

イ 地域協議会等への指導・助言

内 容	時 期	対象協議会等	備 考
地域協議会の指導 関係機関・団体への指導	通 年	43 協議会 53 市町村 53 農業委員会	制度周知と交付金活用推進

ウ 制度・施策等の啓発・普及のための資料作成

内 容	配布先	提供方法	備 考
県民だより・市町村広報紙へ制度・施策等の啓発記事を掲載	県民・市町村民	印刷物、電子ファイル、県ホームページ	県民だより 5 月号 市町村広報 5～6 月号（2 6 市町村）

エ 千葉県耕作放棄地活用応援団の検討

内 容	時 期	場 所	備 考
モデル活動の 実施によるPR	平成25年7月20日	南房総市千倉	実施状況は 別紙のとおり。
	平成25年11月2日	千葉市若葉区	

オ 第3回耕作放棄地解消・鳥獣被害対策フォーラムの開催

会 場	時 期	出席者数	内 容
いすみ市岬公民館	平成26年 2月4日	71名	耕作放棄地解消モデル事 業の事例発表 9地区
鋸南町中央公民館	平成26年 2月6日	78名	
印旛合同庁舎	平成26年 2月14日	141名	

カ 総会等の開催

内 容	時 期	概 要
内部監査	平成25年 4月19日	平成24年度下半期の業務執行状況 及び資金管理状況の監査
監査会	平成25年 5月17日	平成24年度事業実績及び収支決算 に係る会計監査
第1回幹事会	平成25年 5月20日	平成25年度第1回通常総会に付議 すべき事項
第1回通常総会	平成25年 5月27日	平成24年度事業実績及び収支決算 平成25年度補正収支予算
臨時総会 (書面開催)	平成25年 6月11日	千葉県再生利用推進計画の改正につ いて
内部監査	平成25年 10月23日	平成25年度上半期の業務執行状況 及び資金管理状況の監査
第2回臨時総会 (書面開催)	平成26年 2月27日	千葉県再生利用推進計画の改正につ いて 平成25年度補正収支予算案につ いて
第2回幹事会	平成26年 3月17日	平成25年度第2回通常総会に付議 すべき事項
第2回通常総会	平成26年 3月26日	平成25年度実績見込み及び収支決 算見込み 平成26年度事業計画(案)及び収支 予算(案) 規約等の一部改正

2 平成25年度 収支決算見込み

(1) 期間:平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(2) 会計別収支

ア 耕作放棄地再生利用交付金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (最終)(A)	本年度決算額 (B)	差引(B-A)	備考
収入の部				
1 国庫交付金積立資金	130,954,101	130,954,101	0	地域協議会 残額返納
2 県補助金	12,500,000	5,365,000	▲ 7,135,000	県交付金
5 雑収入	137,521	137,523	2	地域協議会 返納
収入計	143,591,622	136,456,624	▲ 7,134,998	
支出の部				
1 地域協議会交付金	99,154,101	40,525,490	▲ 58,628,611	国+県交付金
2 再生利用活動附帯事業	4,300,000	239,079	▲ 4,060,921	地域+県
3 国交付金返納支出金	0	0	0	農政局返還
4 国交付金積立資金	40,000,000	95,554,532	55,554,532	H26年度資金
5 県返納金	137,521	137,523	2	地域協議会 返納
支出計	143,591,622	136,456,624	▲ 7,134,998	

イ 耕作放棄地再生利用推進交付金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (最終)(A)	本年度決算額 (B)	差引(B-A)	備考
収入の部				
1 国庫交付金積立資金	303	303	0	過年度利息
2 雑収入	0	0	0	
収入計	303	303	0	
支出の部				
1 地域協議会推進交付金	0	0	0	
2 県協議会推進事務費	0	0	0	
3 国交付金返納支出金	303	0	▲ 303	農政局返還
4 国交付金積立資金	0	303	303	H26年度に繰越
支出計	303	303	0	

ウ 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (最終)(A)	本年度決算額 (B)	差引(B-A)	備考
収入の部				
1 国庫交付金	14,300,000	0	▲ 14,300,000	
2 雑収入	0	0	0	
収入計	14,300,000	0	▲ 14,300,000	
支出の部				
1 地域協議会交付金	10,000,000	0	▲ 10,000,000	
2 地域協議会推進事業	4,085,000	0	▲ 4,085,000	
3 県協議会推進事業	215,000	0	▲ 215,000	
4 国交付金返納	0	0	0	
支出計	14,300,000	0	▲ 14,300,000	

第2号議案 平成26年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

1 平成26年度事業計画（案）

（1）事業計画（案）

本県の耕作放棄地は、平成24年の荒廃農地に関する調査（旧「耕作放棄地全体調査」）によると11,532ヘクタールで、前年より18ヘクタール、率にして約0.1パーセント増加した。

耕作放棄地の発生は、雑草の繁茂による害虫の発生や有害鳥獣のすみかになるばかりでなく、食糧自給率の向上の阻害要因となっていることから、その解消と発生抑制は極めて重要な課題となっている。

そこで、本協議会は、県・市町村耕作放棄地対策協議会ほか関係団体の協力を得ながら、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金（国交付金）、千葉県耕作放棄地再生推進事業交付金（県単）を有効活用して耕作放棄地の再生を進めていく。

併せて、担い手対策、生産振興関連施策と連携し、発生原因を踏まえた対策を講じ、発生抑制に努める。

（2）活動計画（案）

ア 地域協議会未設置市町村の設立支援

内 容	時 期	対象市町村	備 考
地域協議会設立に向けた支援	通 年	10市町村 (H26.3 現在で未設置)	習志野市、八千代市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、流山市、鎌ヶ谷市、神崎町、鴨川市が未設置 (H25年度末で43協議会)

イ 地域協議会等への指導・助言

内 容	時 期	対象協議会等	備 考
地域協議会指導 市町村担当者会議 農業委員会研修	通 年	43協議会 53市町村 53農業委員会	制度周知と交付金活用推進

ウ 制度・施策等の啓発・普及のための資料作成

内 容	配布先	提供方法	備 考
対策PRパンフレット (農家が活用しやすいパンフレット)	農家・本会会員・地域協議会・市町村ほか	印刷物、電子ファイル、県ホームページ	

県民だより・市町村広報 紙への啓発記事掲載	県民・市町村民		
--------------------------	---------	--	--

エ 耕作放棄地解消啓発研修会の開催

内 容	時 期	備 考
先進事例発表等	平成26年 下半期	

オ 総会等の開催

内 容	時 期	概 要
内部監査	平成26年 4月下旬	平成25年度下半期の業務執行状況及び資金管理状況の監査
監査会	平成26年 5月下旬	平成25年度事業実績及び収支決算に係る会計監査
第1回幹事会	平成26年 5月下旬	平成26年度第1回通常総会に付議すべき事項
第1回通常総会	平成26年 6月上旬	平成25年度事業実績及び収支決算 平成26年度補正収支予算
内部監査	平成26年 10月下旬	平成26年度上半期の業務執行状況及び資金管理状況の監査
第2回幹事会	平成27年 3月上旬	平成26年度第2回通常総会に付議すべき事項
第2回通常総会	平成27年 3月下旬	平成26年度実績見込み及び収支決算見込み 平成27年度事業計画（案）及び収支予算（案）

2 平成26年度 収支予算【案】

(1) 期間:平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(2) 会計別収支

ア 耕作放棄地再生利用交付金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (最終)(B)	差引(A-B)	備考
収入の部				
1 国庫交付金積立資金	95,554,532	130,954,101	▲ 35,399,569	前期繰越
2 県補助金	13,500,000	12,500,000	1,000,000	50ha相当
3 雑収入	0	137,521	▲ 137,521	地域協議会 返納
収入計	109,054,532	143,591,622	▲ 34,537,090	
支出の部				
1 地域協議会交付金	104,754,532	99,154,101	5,600,431	国+県交付金
2 再生利用活動附帯事業	4,300,000	4,300,000	0	43協議会×10万円
3 国交付金返納支出金	0	0	0	農政局返還
4 国交付金積立資金	0	40,000,000	▲ 40,000,000	次期繰越
5 県返納金	0	137,521	▲ 137,521	地域協議会 返納
支出計	109,054,532	143,591,622	▲ 34,537,090	

※下線修正(議案)

イ 耕作放棄地再生利用推進交付金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (最終)(B)	差引(A-B)	備考
収入の部				
1 国庫交付金積立資金	303	303	0	過年度利息
2 雑収入	0	0	0	
収入計	303	303	0	
支出の部				
1 地域協議会推進交付金	0	0	0	
2 県協議会推進事務費	0	0	0	
3 国交付金返納支出金	303	303	0	農政局返還
4 国交付金積立資金	0	0	0	次期繰越
支出計	303	303	0	

ウ 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (最終)(B)	差引(A-B)	備考
収入の部				
1 国庫交付金	14,300,000	14,300,000	0	
2 雑収入	0	0	0	
収入計	14,300,000	14,300,000	0	
支出の部				
1 地域協議会交付金	10,000,000	10,000,000	0	5ha×20万円/10a相当
2 地域協議会推進事業	4,085,000	4,085,000	0	43協議会×95,000円
3 県協議会推進事業	215,000	215,000	0	43協議会×5,000円
4 国交付金返納	0	0	0	
支出計	14,300,000	14,300,000	0	

第3号議案 規約等の一部改正について

(1) 規約の改正(案)について

平成26年4月から事務局の組織が改組されること、県農地中間管理機構が設立されること等にもない、当協議会の規約を次のとおり改正する。

ア (事務所)について

第2条の農村環境整備課を農地・農村振興課に置き換える。

イ (県協議会の会員)について

第5条(3)の公益財団法人千葉県水産振興公社を公益社団法人千葉県園芸協会に置き換える。ただし附則あり。

ウ (役員の数及び選任)について

第7条2第1項(1)の農村環境整備課を農地・農村振興課に置き換える。

エ (事務局)について

第22条第1項及び同条第3項の農村環境整備課を農地・農村振興課に、耕作放棄地対策推進室を農地活用推進室に置き換える。

オ 附則4の本都道府県は県に置き換える。

カ 附則9 平成26年3月 日一部改正、平成26年4月1日から適用する。

ただし、第5条(3)に掲げる者については、平成26年4月1日以降に、公益社団法人千葉県園芸協会が千葉県知事から農地中間管理機構の指定を受けた後に適用する。を追加する。

千葉県耕作放棄地対策協議会 規約 一部改正 新旧対照表【案】

新	旧
<p>千葉県耕作放棄地対策協議会規約 平成20年11月27日制定 <u>平成26年3月 日最終改正</u></p> <p>第1条 [略]</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 県協議会は、主たる事務所を千葉県農林水産部<u>農地・農村振興課</u>内(千葉市中央区市場町1番1号)に置く。</p> <p>第3, 4条 [略]</p> <p>(県協議会の会員)</p> <p>第5条 県協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 千葉県</p> <p>(2) 千葉県農業会議</p> <p>(3) <u>公益社団法人千葉県園芸協会</u></p> <p>(4) 千葉県農業協同組合中央会</p> <p>(5) 千葉県土地改良事業団体連合会</p> <p>第6条 [略]</p>	<p>千葉県耕作放棄地対策協議会規約 平成20年11月27日制定</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 県協議会は、主たる事務所を千葉県農林水産<u>農村環境整備課</u>内(千葉市中央区市場町1番1号)に置く。</p> <p>第3, 4条 [略]</p> <p>(県協議会の会員)</p> <p>第5条 県協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 千葉県</p> <p>(2) 千葉県農業会議</p> <p>(3) <u>公益財団法人千葉県水産振興公社</u></p> <p>(4) 千葉県農業協同組合中央会</p> <p>(5) 千葉県土地改良事業団体連合会</p> <p>第6条 [略]</p>

千葉県耕作放棄地対策協議会 規約 一部改正 新旧対照表【案】

新	旧
<p>(役員の数及び選任)</p> <p>第7条 県協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1)会 長 1名 (2)副会長 1名 (3)監 事 2名</p> <p>2 第1項の役員は次の者とする。</p> <p>(1)会 長 千葉県農林水産部<u>農地・農村振興課</u>長の職にある者 (2)副会長 千葉県農業会議事務局長の職にある者 (3)監 事 千葉県農業協同組合中央会農業振興部長の職にある者 千葉県土地改良事業団体連合会管理指導部長の職にある者</p> <p>3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。</p> <p>第8～21条 [略]</p> <p>(事務局)</p> <p>第22条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、千葉県農林水産部<u>農地・農村振興課</u>内に事務局を置き、事務局は千葉県農林水産部職員をもって組織する。</p>	<p>(役員の数及び選任)</p> <p>第7条 県協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1)会 長 1名 (2)副会長 1名 (3)監 事 2名</p> <p>2 第1項の役員は次の者とする。</p> <p>(1)会 長 千葉県農林水産部<u>農村環境整備課</u>長の職にある者 (2)副会長 千葉県農業会議事務局長の職にある者 (3)監 事 千葉県農業協同組合中央会農業振興部長の職にある者 千葉県土地改良事業団体連合会管理指導部長の職にある者</p> <p>3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。</p> <p>第8～21条 [略]</p> <p>(事務局)</p> <p>第22条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、千葉県農林水産部<u>農村環境整備課</u>内に事務局を置き、事務局は千葉県農林水産部職員をもって組織する。</p>

千葉県耕作放棄地対策協議会 規約 一部改正 新旧対照表【案】

新	旧
<p>2 県協議会は業務の適正な執行のため、事務局長及び事務局長補佐を置く。</p> <p>3 事務局長は、千葉県農林水産部<u>農地・農村振興課農地活用推進室</u>長の職にある者とし、事務局長補佐は<u>農地・農村振興課副課長</u>の職にあるものとする。</p> <p>4 県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。</p> <p>5 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときはその職務を代理し、事務局長が欠けたときはその職務を行う。</p>	<p>2 県協議会は業務の適正な執行のため、事務局長及び事務局長補佐を置く。</p> <p>3 事務局長は、千葉県農林水産部<u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室</u>長の職にある者とし、事務局長補佐は<u>農村環境整備課副課長</u>の職にあるものとする。</p> <p>4 県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。</p> <p>5 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときはその職務を代理し、事務局長が欠けたときはその職務を行う。</p>
<p>第23～34条 [略]</p>	<p>第23～34条 [略]</p>
<p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>県協議会</u>の設立初年度の会計年度については、第25条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成21年3月31日までとする。</p> <p>5～8 [略]</p> <p>9 <u>平成26年3月 日一部改正、平成26年4月1日から適用する。</u> <u>ただし、第5条(3)に掲げる者については、平成26年4月1日以降に、公益社団法人千葉県園芸協会が千葉県知事から農地中間管理機構の指定を受けた後に適用する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>本都道府県協議会</u>の設立初年度の会計年度については、第25条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成21年3月31日までとする。</p> <p>5～8 [略] [追加]</p>

(2) 諸規程の改正(案)について

平成26年4月から事務局の組織が改組されることにともない、当協議会の諸規程を次のとおり改正する。

ア 事務処理規程について

(ア)第3条(1)から(3)の事務分担組織責任者の欄について、農村環境整備課耕作放棄地対策推進室を農地・農村振興課農地活用推進室に置き換える。

(イ)附則に5 平成26年3月 日一部改正、平成26年4月1日から適用する。を追加する。

イ 会計処理規程について

(ア)第8条(1)から(3)の経理責任者の欄について、農村環境整備課耕作放棄地対策推進室を農地・農村振興課農地活用推進室に置き換える。

(イ)附則に5 平成26年3月 日一部改正、平成26年4月1日から適用する。を追加する。

ウ 文書取扱規程について

(ア)第5条(1)から(3)の文書管理責任者の欄について、農村環境整備課耕作放棄地対策推進室を農地・農村振興課農地活用推進室に置き換える。

(イ)附則に5 平成26年3月 日一部改正、平成26年4月1日から適用する。を追加する。

千葉県耕作放棄地対策協議会 事務処理規程 一部改正 新旧対照表【案】

新	旧																
<p style="text-align: center;">千葉県耕作放棄地対策協議会事務処理規程 平成20年11月27日制定 <u>平成26年3月 日最終改正</u></p> <p>第1～2条 [略]</p> <p>(事務処理体制)</p> <p>第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(事務の区分)</th> <th style="text-align: center;">(事務分担組織責任者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) 耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務</td> <td style="text-align: center;">千葉県農林水産部<u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務</td> <td style="text-align: center;">千葉県農林水産部<u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3) 被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務</td> <td style="text-align: center;">千葉県農林水産部<u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	(事務の区分)	(事務分担組織責任者)	(1) 耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者	(2) 耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者	(3) 被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者	<p style="text-align: center;">千葉県耕作放棄地対策協議会事務処理規程 平成20年11月27日制定</p> <p>第1～2条 [略]</p> <p>(事務処理体制)</p> <p>第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(事務の区分)</th> <th style="text-align: center;">(事務分担組織責任者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) 耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務</td> <td style="text-align: center;">千葉県農林水産部<u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務</td> <td style="text-align: center;">千葉県農林水産部<u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3) 被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務</td> <td style="text-align: center;">千葉県農林水産部<u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	(事務の区分)	(事務分担組織責任者)	(1) 耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者	(2) 耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者	(3) 被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者
(事務の区分)	(事務分担組織責任者)																
(1) 耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者																
(2) 耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者																
(3) 被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者																
(事務の区分)	(事務分担組織責任者)																
(1) 耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者																
(2) 耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者																
(3) 被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者																

千葉県耕作放棄地対策協議会 事務処理規程 一部改正 新旧対照表【案】

新	旧
<p>第4条 [略]</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この規程は、平成 20 年 11 月 27 日から施行する。 2 平成 21 年 4 月 20 日一部改正 3 平成 23 年 3 月 29 日一部改正、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。 4 平成 23 年 12 月 19 日一部改正、平成 23 年 12 月 19 日から適用する。 5 <u>平成 26 年 3 月 日一部改正、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。</u> 	<p>第4条 [略]</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この規程は、平成 20 年 11 月 27 日から施行する。 2 平成 21 年 4 月 20 日一部改正 3 平成 23 年 3 月 29 日一部改正、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。 4 平成 23 年 12 月 19 日一部改正、平成 23 年 12 月 19 日から適用する。 <p>[追加]</p>

千葉県耕作放棄地対策協議会 会計処理規程 一部改正 新旧対照表【案】

新	旧																
<p>千葉県耕作放棄地対策協議会会計処理規程 平成20年11月27日制定 <u>平成26年3月 日最終改正</u></p> <p>第1～7条 [略]</p> <p>(経理責任者)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる千葉県耕作放棄地対策協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。</p> <table border="0" data-bbox="257 790 1075 1204"> <thead> <tr> <th>(事務の区分)</th> <th>(経理責任者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務</td> <td>千葉県農林水産部<u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者</td> </tr> <tr> <td>(2)耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務</td> <td>千葉県農林水産部<u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者</td> </tr> <tr> <td>(3)被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務</td> <td>千葉県農林水産部<u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	(事務の区分)	(経理責任者)	(1)耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者	(2)耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者	(3)被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者	<p>千葉県耕作放棄地対策協議会会計処理規程 平成20年11月27日制定</p> <p>第1～7条 [略]</p> <p>(経理責任者)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる千葉県耕作放棄地対策協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。</p> <table border="0" data-bbox="1142 790 1960 1204"> <thead> <tr> <th>(事務の区分)</th> <th>(経理責任者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務</td> <td>千葉県農林水産部<u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者</td> </tr> <tr> <td>(2)耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務</td> <td>千葉県農林水産部<u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者</td> </tr> <tr> <td>(3)被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務</td> <td>千葉県農林水産部<u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	(事務の区分)	(経理責任者)	(1)耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者	(2)耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者	(3)被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者
(事務の区分)	(経理責任者)																
(1)耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者																
(2)耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者																
(3)被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者																
(事務の区分)	(経理責任者)																
(1)耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者																
(2)耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者																
(3)被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者																

千葉県耕作放棄地対策協議会 会計処理規程 一部改正 新旧対照表【案】

新	旧
<p>第9～38条 [略]</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この規程は、平成 20 年 11 月 27 日から施行する。 2 平成 21 年 4 月 20 日一部改正 3 平成 23 年 3 月 29 日一部改正、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。 4 平成 23 年 12 月 19 日一部改正、平成 23 年 12 月 19 日から適用する。 5 <u>平成 26 年 3 月 日一部改正、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。</u> 	<p>第9～38条 [略]</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この規程は、平成 20 年 11 月 27 日から施行する。 2 平成 21 年 4 月 20 日一部改正 3 平成 23 年 3 月 29 日一部改正、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。 4 平成 23 年 12 月 19 日一部改正、平成 23 年 12 月 19 日から適用する。 <p>[追加]</p>

千葉県耕作放棄地対策協議会 文書取扱規程 一部改正 新旧対照表【案】

新	旧																
<p style="text-align: center;">千葉県耕作放棄地対策協議会文書取扱規程 平成20年11月27日制定 <u>平成26年3月 日最終改正</u></p> <p>第1～4条 [略]</p> <p>(文書管理責任者)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる千葉県耕作放棄地対策協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(事務の区分)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(文書管理責任者)</td> </tr> <tr> <td>(1) 耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務</td> <td>千葉県農林水産部<u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者</td> </tr> <tr> <td>(2) 耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務</td> <td>千葉県農林水産部<u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者</td> </tr> <tr> <td>(3) 被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務</td> <td>千葉県農林水産部<u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者</td> </tr> </table> <p>2 [略]</p>	(事務の区分)	(文書管理責任者)	(1) 耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者	(2) 耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者	(3) 被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者	<p style="text-align: center;">千葉県耕作放棄地対策協議会文書取扱規程 平成20年11月27日制定</p> <p>第1～4条 [略]</p> <p>(文書管理責任者)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる千葉県耕作放棄地対策協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(事務の区分)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(文書管理責任者)</td> </tr> <tr> <td>(1) 耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務</td> <td>千葉県農林水産部<u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者</td> </tr> <tr> <td>(2) 耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務</td> <td>千葉県農林水産部<u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者</td> </tr> <tr> <td>(3) 被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務</td> <td>千葉県農林水産部<u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者</td> </tr> </table> <p>2 [略]</p>	(事務の区分)	(文書管理責任者)	(1) 耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者	(2) 耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者	(3) 被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者
(事務の区分)	(文書管理責任者)																
(1) 耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者																
(2) 耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者																
(3) 被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農地・農村振興課農地活用推進室長</u> の職にある者																
(事務の区分)	(文書管理責任者)																
(1) 耕作放棄地再生利用 交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者																
(2) 耕作放棄地再生利用 推進交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者																
(3) 被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 交付金に係る事務	千葉県農林水産部 <u>農村環境整備課耕作放棄地対策推進室長</u> の職にある者																

千葉県耕作放棄地対策協議会 文書取扱規程 一部改正 新旧対照表【案】

新	旧
<p>第6～24条 [略]</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この規程は、平成 20 年 11 月 27 日から施行する。 2 平成 21 年 4 月 20 日一部改正 3 平成 23 年 3 月 29 日一部改正、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。 4 平成 23 年 12 月 19 日一部改正、平成 23 年 12 月 19 日から適用する。 5 <u>平成 26 年 3 月 日一部改正、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。</u> 	<p>第6～24条 [略]</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この規程は、平成 20 年 11 月 27 日から施行する。 2 平成 21 年 4 月 20 日一部改正 3 平成 23 年 3 月 29 日一部改正、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。 4 平成 23 年 12 月 19 日一部改正、平成 23 年 12 月 19 日から適用する。 <p>[追加]</p>